

新型コロナウイルス関連情報（10月17日現在）

1 墺連邦保健省によれば、17日（土）15時現在、新たにオーストリア国内で1,568名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び7名の死亡事例が発生した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は64,232名（内死亡数：889名、治癒数：48,771名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：23,032名(+461)(内死亡284名、治癒16,794名)
- ・ニーダーエスタライヒ州：9,562名(+171)(内死亡131名、治癒7,776名)
- ・オーバーエスタライヒ州：9,399名(+347)(内死亡79名、治癒7,452名)
- ・チロル州：8,154名(+131)(内死亡111名、治癒6,738名)
- ・シュタイアーマルク州：4,758名(+93)(内死亡187名、治癒3,551名)
- ・ザルツブルク州：3,694名(+185)(内死亡44名、治癒2,444名)
- ・フォアアールベルク州：2,869名(+70)(内死亡27名、治癒2,047名)
- ・ケルンテン州：1,449名(+67)(内死亡13名、治癒1,047名)
- ・ブルゲンラント州：1,315名(+43)(内死亡13名、治癒922名)

（当館注：ウィーン市で4名、シュタイアーマルク州で2名、オーバーエスタライヒ州で1名の死亡数が新たに計上され、合計889名となりました。）

2 15日、オーストリア政府は日本を含む各国からのオーストリア入国についての保健省令を改正し、17日（土）より、入国時の検疫措置を変更しました（日本については変更なし）。

変更内容については以下のとおりです。また、12月31日までとなっていた当該検疫措置の期限が2021年3月31日まで延長されました。

(1) オーストリア又はいずれかの国に住所又は居所を有する者の入国にあたり、検査後72時間以内の陰性証明書の提示及び10日間の自己隔離措置が原則免除される特定国として、クロアチア及びブルガリアの一部地域が追加されました。

(当館注：10月17日以降の特定国・地域)

日本、アイスランド、アイルランド、イタリア、ウルグアイ、英国、エストニア、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、キプロス、ギリシャ、クロアチア（ブロード・ポサヴィナ、イストリア、コプリヴニツァ・クリュジェフチ、オシエク・バラニャ、シベニク・クニン、ヴァラジュディン、ザダルの各地方）、サンマリノ、スイス、スペイン（カナリア諸島に限る）、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、チェコ（プラハ地方を除く）、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス（イル＝ド＝フランス地方（パリを含む）及びプロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール地方を除く）、ブルガリア（ブラゴエフグラッド、ブルガス、ドブリッチ、ガブロヴォ、ヤンボル、カルジャリ、モンタナ、プロヴディフ、ラズグラド、シューメン、スリヴェン、スモリーヤン、ソフィア、スタラ・ザゴラ、タルゴヴィシュテ、ヴァルナを除く地方）、ベルギー、ポーランド、ポルトガル（リスボン地方及びノルテ地方を除く）、マルタ、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

(2) オーストリア入国にあたり、検査後72時間以内の陰性証明書の提示又は（10日間の自己隔離措置を取る場合も）48時間以内の事後検査が義務付けられるハイリスク国から、クロアチア及びブルガリアの一部地域が除外されました。

(当館注：10月17日以降のハイリスク国・地域)

アルゼンチン、アルバニア、アンドラ、イスラエル、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、エクアドル、エジプト、北マケドニア、クウェート、クロアチア（ブロード・ポサヴィナ、イストリア、コプリヴニツァ・クリュジェフチ、オ

シエク・バラニャ、シベニク・クニン、ヴァラジュディン、ザダルを除く地方)、コスタリカ、コソボ、スペイン(カナリア諸島を除く)、セネガル、セルビア、中国(湖北省)、チェコ(プラハ地方)、チリ、トルコ、ナイジェリア、パキスタン、バーレーン、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、フランス(イル＝ド＝フランス地方(パリを含む)及びプロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール地方)、ブルガリア(ブラゴエフグラッド、ブルガス、ドブリッチ、ガブロヴォ、ヤンボル、カルジャリ、モンタナ、プロヴディフ、ラズグラド、シューメン、スリヴェン、スモーリャン、ソフィア、スタラ・ザゴラ、タルゴヴィシュテ、ヴァルナの各地方)、米国、ベラルーシ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル(リスボン地方及びノルテ地方)、南アフリカ、メキシコ、モルディブ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、ロシア

(3) 第三国からの渡航について入国を拒否されない者として主に次の者が追加されました(商業渡航の規定も以下アに統合されたところ、特定国以外の国等からの入国は陰性証明書の提示をもって入国が可能とされています。また、陰性証明書を提示できない場合も、隔離期間中の陰性証明を持って自己隔離措置を終了することが可能)。

ア 職業上の目的で入国する者

イ 学業又は研究を開始し、又は継続する目的で入国する者

ウ 学校の運営に参加する目的で入国する者

(4) 検疫措置の適用対象外とされていた「家族の中で特に考慮に値する理由」が次のとおり明確化されました。

・重病、死亡、葬儀、出産、緊急時の要支援者の介護等、特別の配慮を必要とする家族の中の不測の緊急の理由による入国については、本措置の対象外。

・結婚式、洗礼式、誕生日のお祝い又は配偶者等の不定期の訪問など、家族の中で計画することができる他の重要な行事に関連して入国する場合には、リスク国

からの入国でも入国拒否は受けないが、所要の陰性証明書又は自己隔離措置を要する。

（５）１０歳未満の児童については、親等の監護の下旅行する場合には検査義務を免除され、当該親等の検疫が終了したときは児童の検疫義務も終了することとされました（児童が一人で旅行する場合は対象外）。

３ 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約３０秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・くしゃみをする際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行く。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○AGES Dashboard（各行政区毎の過去７日間の感染状況等）（独語・英語）

<https://covid19-dashboard.ages.at/>

○４色信号機システム特設サイト（独語）

<https://corona-ampel.gv.at/>

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月－金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 0 1） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 0 1） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html